

林地開発の許可基準

[平成14年4月1日付け 14森第2号]

令和 年 月 日から適用する

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第2項の規定に基づき知事が行う開発行為の許可に係る高知県行政手続条例（平成7年条例第45号。以下「条例」という。）第5条第1項の審査基準は次のとおりとする。

また、条例第6条の標準処理期間は80日とする。ただし、高知県の休日を定める条例（平成元年条例第2号）第1条に規定する県の休日及び申請書類の補正等に要する日数は、標準処理期間に含めない。

第1章 一般的事項

- 1 次に掲げる事項の全てに該当し、申請に係る開発行為を行うことが確実であること。
 - (1) 開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後、遅滞なく申請に係る開発行為が行われること。
 - (2) 開発行為に係る森林につき、開発行為の施行の際に妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申請者が得ていること。
 - (3) 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等がなされていること又は当該許認可等がなされることが確実であること。
 - (4) 申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があること。
- 2 開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること（法令等によって面積の基準が定められているときには、これを参照して決められたものであること）。
- 3 開発行為の計画が大規模かつ長期にわたるもので、その一部についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。
- 4 開発行為により森林が他の土地利用に一時的に供される場合には、利用後に当該森林の原状回復等の事後措置が適切に行われること。
- 5 開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていること。
- 6 開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされること。
- 7 開発行為をしようとする森林の区域（開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し、又は隣接して残置することとなる森林若しくは緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。）内に残置し、又は造成した森林若しくは緑地が善良に維持管理されること。

第2章 土工

1 開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であること。

(1) 利用形態からみて土砂の移動が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められるスキー場の滑走コースに係る切土量は1ヘクタール当たりおおむね1,000立方メートル以下とし、ゴルフ場の造成に係る切土量及び盛土量はそれぞれ18ホール当たりおおむね200万立方メートル以下とすること。

(2) 太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壤を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置すること。ただし、太陽光発電施設を設置する自然斜面の森林土壤に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、防災施設を確実に設置すること。

なお、自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害の防止の観点から、必要に応じて、適切な防災施設を設置すること。

2 切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法(のり)面の安定を確保することであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法(のり)面を生ずるときはその法(のり)面の勾配が地質、土質、法(のり)面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じて小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられること。

(1) 切土、盛土又は捨土は、次によるものであること。

ア 切土

(ア) 工法は、原則として階段状に行う等法(のり)面の安定が確保されるものであること。

(イ) 法(のり)面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法(のり)面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。

(ウ) 土砂の切土高が10メートルを超える場合には、原則として高さ5メートルないし10メートルごとに幅1メートル以上の小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設の設置等、崩壊防止の措置が講ぜられていること。

(エ) 切土を行った後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちその他の措置が講ぜられていること。

イ 盛土

(ア) 工法は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、一層の締固め後の仕上がり厚さは30センチメートル以下を標準とし、その層ごとに十分締め固めが行われること。

(イ) 法(のり)面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある

既往の法(のり)面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。盛土高がおおむね1.5メートルを超える場合には、勾配が35度以下であること。

(ウ) 盛土高が5メートルを超える場合には、原則として5メートルごとに幅1メートル以上の小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられていること。

なお、沢部を埋めた盛土では、流水及び湧水の有無にかかわらず、水平排水層、地下排水溝及び基盤排水層等の地下排水工を設置すること。

(エ) 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施工、排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。

(オ) 法(のり)高が特に大きい場合、盛土が崩壊すると隣接物に重大な影響を与えるおそれがある場合等には盛土法(のり)面の安定性の検討を十分に行つた上で勾配が決定されていること。この場合において、円弧すべり面を仮定した安定解析法によって算定した安全率の値が1.2(地震時は1.0)以上であること。

(カ) 盛土完成後の圧縮性及び膨張性が大きい高有機質土、ベントナイト等を盛土材料として使用する場合は、土質改良等の対策が検討されていること。

(キ) 盛土の腹付け施工等の表層崩壊のおそれのある箇所には、排水層等による排水を行い、のり尻に空積みをし、又はのり尻部を砂礫、碎石、ふとんかご等により置き換えて補強及び排水を併用した対策が講ぜられていること。

ウ 捨土

(ア) 捨土は、土捨場を設置し、土捨の流出防止措置を講じて行われるものであること。この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上設定されているものであること。

(イ) 法(のり)面の勾配の設定、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ土砂の流出のおそれがないものであること。

エ その他

(ア) 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施等の措置が講ぜられていること。

(イ) 大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生ずるおそれのないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。

3 切土、盛土又は捨土を行った後の法(のり)面の勾配が2によることが困難である若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法(のり)面崩壊防止の措置が適切に講ぜられること。

(1) 「周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合」とは、人家、学校、道路等に近接し、かつ、次のア又はイに該当する場合をいう。ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、法(のり)面の安定を保つために擁壁等の設置が必要でないと認められる場合には、これに該当しない。

ア 切土により生ずる法(のり)面の勾配が30度より急で、かつ、高さが2メートルを超える場合。ただし、硬岩盤である場合又は次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 土質が表1の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法(のり)面の勾配が同表中欄の角度以下のもの。

(イ) 土質が表1の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法(のり)面の勾配が同表中欄の角度を超えて、同表右欄の角度以下のもので、その高さが5メートル以下のもの。この場合において、(ア)に該当する法(のり)面の部分により上下に分離された法(のり)面があるときは、(ア)に該当する法(のり)面の部分は存在せず、その上下の法(のり)面は連続しているものとみなす。

表1

土 質	擁壁等を要しない 勾配の上限	擁壁等を要する 勾配の下限
軟岩 (風化の著しいものを除く。)	60 度	80 度
風化の著しい岩	40 度	50 度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これに類するもの	35 度	45 度

イ 盛土により生ずる法(のり)面の勾配が30度より急で、かつ、高さが1メートルを超える場合

(2) 拥壁の構造は、次によるものであること。

ア 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。

イ 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。

ウ 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。

エ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

オ 拥壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴が設けられていること。

4 切土、盛土又は捨土を行った後の法(のり)面が雨水、溪流等により侵食される

おそれがある場合には、法(のり)面保護の措置が講ぜられること。

(1) 法(のり)面保護は、次により行われるものであること。

ア 植生による保護（実播工、伏工、筋工、植栽工等）を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法(のり)面の侵食を防止できない場合には、人工材料による適切な保護（吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等）が行われるものであること。工種は、土質、気象条件等を考慮して決定され、適期に施行されるものであること。

イ 表面水、湧水、渓流等により法(のり)面が侵食され、又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講ぜられるものであること。この場合における擁壁の構造は、3の(2)によるものであること。

第3章 土砂貯留施設等

1 開発行為に伴い相当量の土砂が流出し下流地域に災害が発生するおそれがある場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられること。

(1) えん堤等の設置は、次によるものであること。

ア えん堤等の容量は、次の(ア)及び(イ)により算定された開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂し得るものであること。

(ア) 開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域1ヘクタール当たり1年間におおむね200立方メートルないし400立方メートルを標準とするが、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。

(イ) 開発行為の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出が想定される場合には、別途積算すること。

【参考資料】 流出土砂量 (m³/ha/year)

	工事期間中	工事完成後
裸地	400 m ³	15 m ³
草地、皆伐跡地	15 m ³	15 m ³
森林	1 m ³	1 m ³

注) 工事完了後の土砂流出期間は、通常3年間を、大規模な開発行為及び公共施設等の近傍で実施するときは5年間を見込む。

イ えん堤等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。

ウ えん堤等の構造は、「治山技術基準」（昭和46年3月13日付け46林野治第648号林野庁長官通達）によるものであること。

2 飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又はなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられること。

第4章 排水施設

1 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられること。

(1) 排水施設の能力及び構造は、次によるものであること。

ア 排水施設の断面は、次によるものであること。

(ア) 排水施設の断面は、土砂等の堆積による通水断面の縮小を考慮し、計算で得られた断面積に対して少なくとも20パーセントの余裕が確保されていること。この場合、計画流量は次のa及びbにより、流量は原則としてマニング式により求められていること。

a 排水施設の計画に用いる雨水流出量は、原則として次式により算出されていること。ただし、降雨量と流出量との関係が別途高い精度で求められている場合には、単位図法等によって算出することができる。

$$Q = 1/360 \times F \times R \times A$$

Q : 雨水流出口量 (m³/sec)

F : 流出係数

R : 設計雨量強度 (mm/hour)

A : 集水区域面積 (ha)

b 前式の適用に当たっては、次の(a)から(c)までによるものであること。

(a) 流出係数は、表2を参考にして定められていること。

(b) 設計雨量強度は、次の(c)による単位時間内の10年確率で想定される雨量強度とされていること。

(c) 単位時間は、到達時間を勘案して定めた表3を参考として用いられていること。

c 浸透能は、地形、地質、土壤等の条件によって決定されるものであるが、表2の区分の適用については、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。

d 開発行為の目的別の標準的な流出係数は、宅地0.9、採石地0.9、ゴルフ場0.8、農用地0.7、森林0.6として差し支えない。

e 地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所については、表2によらず、排水施設の計画に用いる雨水流出量の算出に用いる流出係数を0.9から1.0までとして計算されたものであること。

表 2

地表状態	浸透能小	浸透能中	浸透能大
林 地	0.6～0.7	0.5～0.6	0.3～0.5
草 地	0.7～0.8	0.6～0.7	0.4～0.6
耕 地	—	0.7～0.8	0.5～0.7
裸 地	1.0	0.9～1.0	0.8～0.9

表 3

流域面積	単位時間
50ヘクタール以下	10 分
100ヘクタール以下	20 分
500ヘクタール以下	30 分

イ 排水施設の構造等は、次によるものであること。

(ア) 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。

(イ) 排水施設のうち暗渠きょよである構造の部分には、維持管理上必要な柵又はマンホールの設置等の措置が講ぜられていること。

(ウ) 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措置が適切に講ぜられていること。

(エ) 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設等まで導くように計画されていること。

(オ) 太陽光発電施設の設置など切盛をほとんど行わず自然斜面を利用した開発行為における排水施設の構造等については、上記(ア)から(エ)によるほか、次によるものとする。

a 表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていること。

b 表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置が適切に講ぜられること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられていること。

2 河川等又は他の排水施設等に排水を導く場合には、当該河川等又は他の排水施設等の管理者の同意を得ているものであること。

1 下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合又は開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為により水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講ぜられること。

なお、洪水調節池等は、次によるものであること。

(1) 当該開発行為に伴いピーク流量を安全に流下させることができない地点の選定

ア 当該開発行為をする森林の下流において、30年確率降雨により想定される開発中及び開発後のピーク流量を流下させることができない地点を選定する。なお、開発行為の施工前において既に3年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超える地点が生じる場合は、この地点も選定する。

イ 上記アで選定した地点のうち、開発中及び開発後の30年確率降雨により想定される無調節のピーク流量が開発前のピーク流量に対して1パーセント以上増加する地点を選定する。

ただし、ピーク流量の増加率が1パーセント未満であっても、当該河川等の管理者が安全に流下させることができないと判断した場合は、その地点も選定する。

(2) 当該開発行為による影響を最も強く受ける地点の選定

上記(1)のイで選定した各地点において、それぞれ開発前の30年確率降雨により想定されるピーク流量を超えない洪水調節池等からの放流量を算定し、最小となる地点を当該開発行為による影響を最も強く受ける地点とする。

ア 当該河川等の管理者が必要であると判断した場合には、その地点も当該開発行為による影響を最も強く受ける地点として選定すること。

イ 洪水調節池等からの放流量の算定に当たっては、当該地域における適合度の高い算式を用いること。

ウ 地点の選定に当たっては、当該地点等の河川等の管理者の同意を得ること。

(3) 当該開発行為による影響を最も強く受ける地点における許容放流量の決定

上記(2)で選定した地点における開発前の30年及びn年(選定した地点の流下能力に対応する確率年降雨強度)確率降雨で想定されるピーク流量をもとに、洪水調節池等からの放流量をそれぞれ算定し、これらを30年及びn年確率降雨に対する洪水調節池等からの許容放流量とする。

ただし、放流先の河川管理者と協議して放流量を決定した場合には、その値に基づいて洪水調節容量を算定することができるものとする。

(4) 洪水調節池等の容量の決定

洪水調節池等の集水区域における30年及びn年のそれぞれの確率降雨により想定される開発中及び開発後のピーク流量を、上記(3)のアで決定した30年及びn年の洪水調節池等からの許容放流量に調節することができる容量に決定する。

ア 洪水調節池等の容量の計算は、簡便法、厳密計算法その他の適切な方法により行われていること。

イ 洪水調整池等の容量には流域の地形、地質、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。

(5) その他

ア 余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては100年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムの余水吐の能力の1.2倍以上のものであること。

イ 洪水調節の方式は、原則として自然放流（孔あきダム）方式であること。

ウ 事業区域内に流入する雨水等は、地形上やむを得ず流入しない場合を除き、洪水調節池等に流入させるものとすること。また、洪水調節池等を設置する位置は、事業区域の最下流部とし、設計降雨量以上の降雨があった場合でも、設計排水方向への自然流下により、洪水調節池等へ確実に集水することができる措置が講ぜられていること。

【河川等の管理者】

河川等の管理者には、法河川（1級河川、2級河川及び河川法準用河川）の管理者の他、河川法の適用とならない用水路等の管理者も含むものとする。

2 他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

導水路の設置その他の措置が講ぜられる場合には、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。

3 周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要のある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

第6章 残置し、若しくは造成する森林又は造成する緑地

1 開発行為をしようとする森林の区域に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の森林又は緑地の残置又は造成が適切に行われることが明らかであること。

(1) 「相当面積の森林又は緑地の残置又は造成」とは、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生回復を図ることを原則として森

林又は緑地が造成されること。

(2) 残置し、若しくは造成する森林又は造成する緑地の面積の事業区域内の森林面積に対する割合は、表4の事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は造成する緑地の割合とすること。

ア 表4の開発行為の目的については、次により区分すること。

(ア) 別荘地とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとする土地を指すものとする。

(イ) ゴルフ場とは、地方税法等によるゴルフ場の定義以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合は、これに含めて取り扱うこと。

(ウ) 宿泊施設とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設を指すものとする。なお、リゾートマンション、コンドミニアム等所有者等が複数となる建築物等もこれに含めること。

(エ) レジャー施設とは、総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設を指すものとする。

(オ) 工場、事業場とは、製造、加工処理、流通等産業活動に係るものと指すものとする。

(カ) 上記以外の開発行為の目的のうち、学校教育施設、病院、廃棄物処理施設等は工場・事業場の基準を、ゴルフ練習場はゴルフ場と一体のものを除き、宿泊施設・レジャー施設の基準をそれぞれ適用すること。

イ 工場、事業場及び住宅団地の「1箇所当たりの面積」とは、当該施設又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。

ウ 1事業区域内に異なる開発行為の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、原則としてそれぞれの開発行為の目的別の基準を適用すること。ただし、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、開発行為の目的別の基準を適用することが困難な場合は、開発行為の目的別の基準において最も厳しい基準を事業区域全体に適用することとして差し支えない。

エ 工場・事業場の設置については1箇所当たりの面積がおおむね20ヘクタール以下、レジャー施設の設置については1箇所当たりの面積がおおむね5ヘクタール以下とされているが、施設の性格上施設の機能を確保することが著しく困難と認められる場合には、その必要の限度においてそれぞれ1箇所当たりの面積を超えて設置することもやむを得ないものとする。

オ 住宅団地の造成に係る「緑地」には、次に掲げるものを含めることとして差し支えない。

(ア) 公園・緑地・広場

(イ) 隣棟間緑地、コモン・ガーデン

- (ウ) 緑地帯、緑道
 (エ) 法(のり)面緑道
 (オ) その他上記に類するもの
- カ 開発行為に係る土地に保安林が含まれており、転用に係る保安林の面積が5ヘクタール以上である場合又は事業区域内の森林の面積に占める保安林の面積の割合が10パーセント以上である場合(転用に係る保安林の面積が1ヘクタール未満の場合を除く。)には、表4に代えて表5に示す基準に適合するものであること。
- キ 造成森林については、必要に応じ植物の生育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、地域の自然的条件に適する原則として樹高1メートル以上の高木性樹木を、表6を標準として均等に分布するよう植栽する。なお、修景効果を併せ期待する造成森林にあっては、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めること。

表 6

樹高	植栽本数(1ヘクタール当たり)
1メートル	2,000 本
2メートル	1,500 本
3メートル	1,000 本

- (ア) 住宅団地、宿泊施設等の間、ゴルフ場のホール間等で修景効果、保健休養機能の發揮等を併せ期待する造成森林については、樹種の特性、土壤条件等を勘案し、植栽する樹木の規格に応じ1ヘクタール当たり500本から1,000本の範囲で植栽本数を定めることとして差し支えない。
- ク 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為について、残置森林又は造成森林は、林地開発許可後に採光を確保すること等を目的として残置森林又は造成森林を過度に伐採することがないよう、樹高及び造成後の樹木の成長を考慮した残置森林又は造成森林並びに太陽光パネルの配置計画とされること。
- 2 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること。
- (1) 「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含むものとする。また、「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。
- 3 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法(のり)面を極力縮小するとともに、可能な限り法(のり)面の緑

化を図り、また、開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し、若しくは造成し、又は木竹を植栽する等の適切な措置が講ぜられることが明らかであること。

第7章 その他配慮事項

1 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為については、以下の事項について配慮すること。

(1) 景観への配慮について

ア 開発行為をしようとする森林の区域が、市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に相当の悪影響を及ぼす位置にあり、かつ、設置される施設の周辺に森林を残置し、又は造成する措置を適切に講じたとしてもなお景観の維持のため更に十分な配慮が求められる場合にあっては、太陽光パネル、フレーム等について地域の景観になじむ色彩等にするよう配慮するよう努めること。

イ 必要に応じて、設置する施設の色彩等を含め、景観に配慮した施工に努めること。

(2) 住民説明会の実施等について

ア 高知県が平成28年3月に策定した太陽光発電施設の設置・運営等に係るガイドラインに基づき行うよう努めること。

表4

開発行為の目的	残置森林等の割合	残置森林等の配置
別荘地の造成	残置森林率は、おおむね60パーセント以上。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1区画の面積は、おおむね1,000平方メートル以上とし、建物敷等の面積は、おおむねその30パーセント以下とする。
スキーチャーの造成	残置森林率は、おおむね60パーセント以上。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅は、おおむね50メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合は、その間の中央部に幅おおむね100メートル以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等（スキーチャーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域）は、1箇所当たりおおむね5ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 4 滑走コースに係る切土量は、1ヘクタール当たりおおむね1,000立方メートル以下とする。
ゴルフ場の造成	森林率は、おおむね50パーセント以上。 残置森林率は、おおむね40パーセント以上。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林は、原則としておおむね20メートル以上）を配置する。 2 ホール間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林は、おおむね20メートル以上）を配置する。 3 切土量及び盛土量は、それぞれ1ホール当たりおおむね200万立方メートル以下とする。
宿泊施設、レジャー施設の設置	森林率は、おおむね50パーセント以上。 残置森林率は、おおむね40パーセント以上。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 建物敷の面積は、事業区域の面積のおおむね40パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3 レジャー施設の開発行為に係る1箇所当たりの面積は、おおむね5ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
太陽光発電施設の設置	森林率はおおむね25パーセント以上。 残置森林率はおおむね15パーセント以上。	1 原則として周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部におおむね幅30メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね30メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置することとする。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 2 開発行為に係る1か所当たりの面積は、おおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
工場、事業場の設置	森林率は、おおむね25パーセント以上。	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても、極力周辺部に森林を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積は、おおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合には、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
住宅団地の造成	森林率（緑地を含む。）は、おおむね20パーセント以上。	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林又は造成緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林又は緑地を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積は、おおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合には、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林又は造成緑地を配置する。
土石等の採掘		1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 採掘跡地は、必要に応じて埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。又、法(のり)面は可能な限り緑化し、小段平坦部には必要に応じて客土等を行い植栽する。

(注) 1 「残置森林率」とは、残置する森林のうち弱齢林(15年生以下の森林)を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

2 「森林率」とは、残置森林及び造成森林(植栽により造成すべき森林であって硬岩切土法(のり)面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。)の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

表5 保安林を5ヘクタール以上開発転用あるいは事業区域内に保安林が10パーセント以上含まれる場合

開発行為の目的	残置森林等の割合	残 置 森 林 等 の 配 置
別荘地の造成	残置森林率は、おおむね70パーセント以上。	<p>1 原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 1区画の面積は、おおむね1,000平方メートル以上とし、建物敷等の面積は、おおむねその30パーセント以下とする。</p> <p>3 建築物の高さは、当該森林の期待平均樹高以下とする。</p> <p>4 1区画内の建物敷の面積は、おおむね200平方メートル以下とし、建物敷その他付帯施設の面積は、1区画の面積のおおむね20パーセント以下とする。</p>
スキーチャーの造成	残置森林率は、おおむね70パーセント以上。	<p>1 原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 滑走コースの幅は、おおむね50メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合は、その間の中央部におおむね100メートル以上の残置森林を配置する。</p> <p>3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等（スキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域）は、1箇所当たりおおむね5ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>4 滑走コースの造成に当たっては、原則として土地の形質の変更は行わないこととし、やむを得ず行う場合には、造成に係る切土量は、1ヘクタール当たりおおむね1,000立方メートル以下とする。</p>
ゴルフ場の造成	<p>森林率は、おおむね70パーセント以上。</p> <p>残置森林率は、おおむね60パーセント以上。</p>	<p>1 原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林は、原則としておおむね40メートル以上）を配置する。</p> <p>2 ホール間に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林は、おおむね40メートル以上）を配置する。</p> <p>3 切土量及び盛土量は、それぞれ18ホール当たりおおむね150万立方メートル以下とする。</p>
宿泊施設、レジャー施設の設置	残置森林率は、おおむね70パーセント以上。	<p>1 原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 建築敷の面積は、事業区域の面積のおおむね20パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。</p> <p>3 レジャー施設の開発行為に係る1箇所当たりの面積は、おおむね5ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>
太陽光発電施設の設置	<p>森林率はおおむね35パーセント以上。</p> <p>残置森林率はおおむね25パーセント以上。</p>	<p>1 原則として周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部におおむね幅50メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね50メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置することとする。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。</p> <p>2 開発行為に係る1か所当たりの面積は、おおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>
工場、事業場の設置	森林率は、おおむね35パーセント以上。	<p>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部におおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても、極力周辺部に森林を配置する。</p> <p>2 開発行為に係る1箇所当たりの面積は、おおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合には、その間に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>
住宅団地の造成	森林率（緑地を含む。）は、おおむね30パーセント以上。	<p>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部におおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林又は造成緑地を配置する。これ以外の場合にあっても、極力周辺部に森林を配置する。</p> <p>2 開発行為に係る1箇所当たりの面積は、おおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合には、その間に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林又は造成緑地を配置する。</p>
土石等の採掘		<p>1 原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 採掘跡地は、必要に応じて埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法(のり)面は、可能な限り緑化し、小段平坦部には必要に応じて客土等を行い植栽</p>

		する。
--	--	-----

(注) 1 「残置森林率」とは、残置する森林のうち弱齡林(15年生以下の森林)を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

2 「森林率」とは、残置森林及び造成森林(植栽により造成すべき森林であって硬岩切土法(のり)面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。)の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。